



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

東北厚生局

Tohoku Regional Bureau of Health and Welfare



<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/>

令和5年度 表紙テーマ 東北の祭り



青森県【弘前さくらまつり】
4月下旬～5月上旬



岩手県【チャグチャグ馬コ祭り】
6月第2土曜



山形県【新庄まつり】
8月24日・25日・26日



秋田県【大曲花火大会】
8月最終土曜



福島県【二本松菊人形まつり】
10月上旬～11月中旬



宮城県【光のページェント】
12月上旬～下旬

写真提供:宮城県観光プロモーション推進室



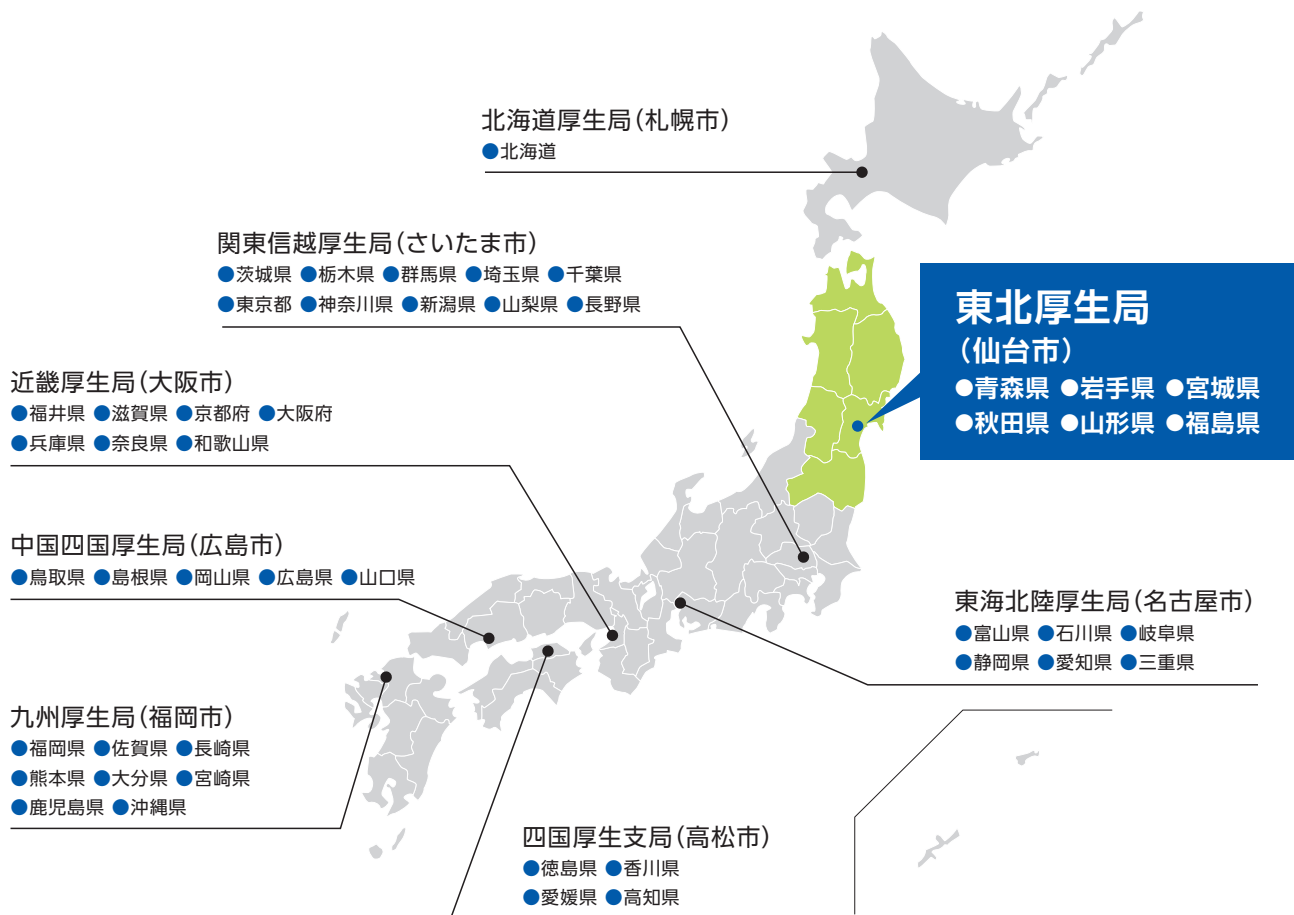
東北厚生局とは

「ひと、暮らし、みらいのために」

東北厚生局は、厚生労働省の地方支分部局の一つです。

東北6県における厚生行政の政策実施機関として、国民一人ひとりが健やかに安心して生活することができるよう、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進を図るための政策を実施すること、また、東日本大震災からの復興を成し遂げられるよう、被災地に寄り添いながら、復興支援を行うことをミッションとして、「ひと、暮らし、みらいのために」様々な課題に取り組んでいます。

東北厚生局の管轄地域





東北厚生局の組織図

東北厚生局在職者数

(令和5年4月1日現在)

188名(含非常勤職員)

東北厚生局長
次長



保険医療機関等及び保険医等に関する各種申請、届出の窓口は、各県を管轄する事務所となります。なお、宮城県については、東北厚生局指導監査課が窓口となります。各県事務所の連絡先はP22にあります。



組織、業務の主な変遷

- | | |
|----------|---|
| 平成13年 1月 | 東北厚生局発足 <ul style="list-style-type: none">● 東北地方医務局と東北地区麻薬取締官事務所を統合 |
| 平成15年 4月 | <ul style="list-style-type: none">● 組織改正により健康福祉部を設置し、総合衛生管理製造過程の承認に関する業務等を医薬局から移管● 補助金業務の一部、管理栄養士国家試験等の業務を厚生労働省から移管 |
| 平成16年 4月 | <ul style="list-style-type: none">● 国立病院・療養所が、一部を除き、独立行政法人に移行したことに伴い、国立病院の管理・営繕に関する業務を独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所に移管 |
| 平成20年10月 | <ul style="list-style-type: none">● 保険医療機関等の指導監査業務を地方社会保険事務局から移管 |
| 平成22年 1月 | <ul style="list-style-type: none">● 日本年金機構に対する各種認可業務の一部と社会保険審査官業務を地方社会保険事務局から移管 |
| 平成26年 4月 | <ul style="list-style-type: none">● 再生医療等安全確保法に関する業務を新たに所掌 |
| 平成27年 4月 | <ul style="list-style-type: none">● 年金記録訂正手続業務を、総務省年金記録確認第三者委員会から地方厚生局の地方年金記録訂正審議会に承継● 看護師の特定行為研修に関する業務を新たに所掌● 各種養成施設（一部）の指定及び監督等の業務を都道府県に移管 |
| 平成28年 4月 | <ul style="list-style-type: none">● 地域包括ケアシステムの構築に関する各都道府県に対する支援業務を新たに所掌● 社会福祉法人の認可、監督業務を都道府県に移管 |
| 平成29年 4月 | <ul style="list-style-type: none">● 国家試験業務を民間に委託 |
| 平成30年 4月 | <ul style="list-style-type: none">● 中小企業経営強化法に関する業務、臨床研究法に関する業務及びあん摩マッサージ指圧、はり・きゅうの施術に係る受領委任契約等の業務を新たに所掌 |
| 令和 2年 4月 | <ul style="list-style-type: none">● 地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関する業務、災害時における医療の確保の支援に関する業務及び医療法第五条の二の規定による医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に関する業務を新たに所掌● 臨床研修病院の指定等の事務・権限並びに毒物及び劇物(原体)の製造業及び輸入業の登録の事務・権限を県に移譲 |



主な業務内容

総務部門

総務課

P.7

- ◎東北厚生局の総務
- ◎東北厚生局の所有する行政文書、保有個人情報の情報公開
- ◎国有財産の管理、営繕、売却 等

企画調整課

P.7

- ◎総合的な企画立案及び施策の実施に関する総合調整
- ◎東北地方社会保険医療協議会の庶務
- ◎東日本大震災被災市町村の復興支援に関すること 等

年金管理課

P.8

- ◎日本年金機構が行う滞納処分等の認可
- ◎年金委員の委嘱・解嘱
- ◎国民年金事務費交付金に係る審査業務 等

年金審査課

P.9

- ◎厚生年金保険及び国民年金の年金記録の訂正請求に関する事務
- ◎厚生年金保険及び国民年金の年金記録の訂正請求に関する調査事務
- ◎東北地方年金記録訂正審議会の庶務

社会保険 審査官

P.9

- ◎健康保険、厚生年金保険、国民年金等の被保険者資格、標準報酬又は年金・保険給付等に関する処分に対する審査請求事務 等

健康福祉課

P.10

- ◎保健衛生・福祉関係補助金等の交付業務
- ◎栄養士・管理栄養士等の各養成施設の指定及び指導監督業務
- ◎民生委員等の委嘱等業務
- ◎生活保護法指定医療機関(国が開設したものに限る)の指定業務
- ◎病原体等管理業務
- ◎障害者自立支援指導業務 等

医事課

P.11

- ◎医師の確保に関する業務 ◎医師・歯科医師の臨床研修業務
- ◎医療安全に関する取組の普及・啓発に関する業務
- ◎医療観察法による決定の執行
- ◎再生医療等安全性確保法に関すること
- ◎特定行為に係る看護師の研修制度に関すること
- ◎臨床研究法に関すること 等

食品衛生課

P.12

- ◎輸出水産食品及び輸出食肉認定施設等の査察
- ◎各種衛生証明書の発行
- ◎食品衛生法に基づく登録検査機関の登録及び監督
- ◎健康の保持増進効果等に係る虚偽・誇大広告等の監視指導
- ◎大規模食中毒発生時における調整事務 等

健康福祉部

地域包括ケア
推進課

P.13

- ◎都道府県を通じた地域支援事業(総合事業及び包括的支援事業)の実施状況の把握及び推進のための助言
- ◎都道府県を通じた認知症施策の実施状況の把握、推進のための助言及び普及啓発
- ◎地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分及び施設整備分に限る)の事業に係る実施状況の把握及び助言 等

保険年金課

P.14

- ◎健康保険組合の指導監督
- ◎全国健康保険協会支部の指導監督
- ◎厚生年金基金、国民年金基金の指導監督
- ◎確定拠出年金、確定給付企業年金に係る承認・認可・指導監督等

管理課

P.15

- ◎特定医療法人や医療保健業を行う公益法人等に関する税制措置に係る証明業務
- ◎国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会に対する指導監督
- ◎後期高齢者医療広域連合等に対する指導監督
- ◎社会保険診療報酬支払基金審査委員会事務局の監督 等

医療課

P.15

- ◎各県事務所等が行う指導監査業務の運営管理
- ◎特定機能病院及び臨床研究中核病院に対する立入検査 等

調査課

P.16

- ◎保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者に関する調査、情報の管理及び分析並びにその結果の提供に関すること
- ◎保険医療機関等の指導監査等における訴訟に関すること 等

指導監査課・
各県事務所

P.16

- ◎保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師、指定訪問看護事業者、施設基準等の申請・届出事務
- ◎保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師、柔道整復師等の指導監査
- ◎柔道整復師の施術に係る受領委任契約等の締結・登録事務等
- ◎あん摩マッサージ指圧、はり・きゅうの施術に係る受領委任契約等の締結・登録事務等
- ◎東北地方社会保険医療協議会各県部会の運営 等

麻薬取締部

P.17

- ◎規制薬物の取締
- ◎規制薬物の鑑定
- ◎正規流通麻薬等の監視
- ◎薬物の再乱用防止対策
- ◎予防教育・啓発活動
- ◎薬物に関する相談 等
(相談電話:022-227-5700)



総務課

総務課は、東北厚生局の総務、保有する行政文書及び個人情報の開示、国有財産の管理、営繕、売却等に関する業務を行っています。

主な業務内容

- 東北厚生局の総務に関すること（庶務、人事給与、会計、福利厚生等）
- 行政文書開示請求に関すること
- 保有個人情報開示請求に関すること
- 国有財産の管理、営繕、売却に関すること



企画調整課

企画調整課は、東北厚生局の事業計画の策定や、事業の進捗管理を担当しています。また、「東北地方社会保険医療協議会」の会議運営の庶務のほか、東日本大震災被災市町村に係る復興支援業務も行っています。

主な業務内容

- 総合的な企画立案及び施策の実施に関する総合調整に関すること
- 東北地方社会保険医療協議会の庶務に関すること
- 東日本大震災被災市町村の復興支援に関すること

東北地方社会保険医療協議会

東北地方社会保険医療協議会は、「社会保険医療協議会法第1条第2項」に基づき、設置された機関です。委員20名で構成され、保険医療機関・保険薬局の指定及び指定の取消、保険医・保険薬剤師の登録の取消について審議しています。

東北地方社会保険医療協議会開催状況（令和4年度）：第40回（10/14）



第40回社会保険医療協議会の様子



年金管理課

年金管理課は、日本年金機構に対する各種認可や社会保険労務士、年金委員に関する業務をはじめ、市町村などの地域における関係団体との連携を図りながら、年金制度が適切に運営されるための業務を行っています。

主な業務内容

- 日本年金機構に対する各種認可に関すること
(滞納処分、徴収・収納職員、立入検査等)
- 市町村へ交付する国民年金事務費交付金等の審査に関すること
- 年金委員の委嘱・解嘱及び大臣表彰に関すること
- 社会保険労務士に関すること(社会保険諸法令に限る)
- 学生納付特例事務法人の指定等に関すること

年金ポスターコンクール

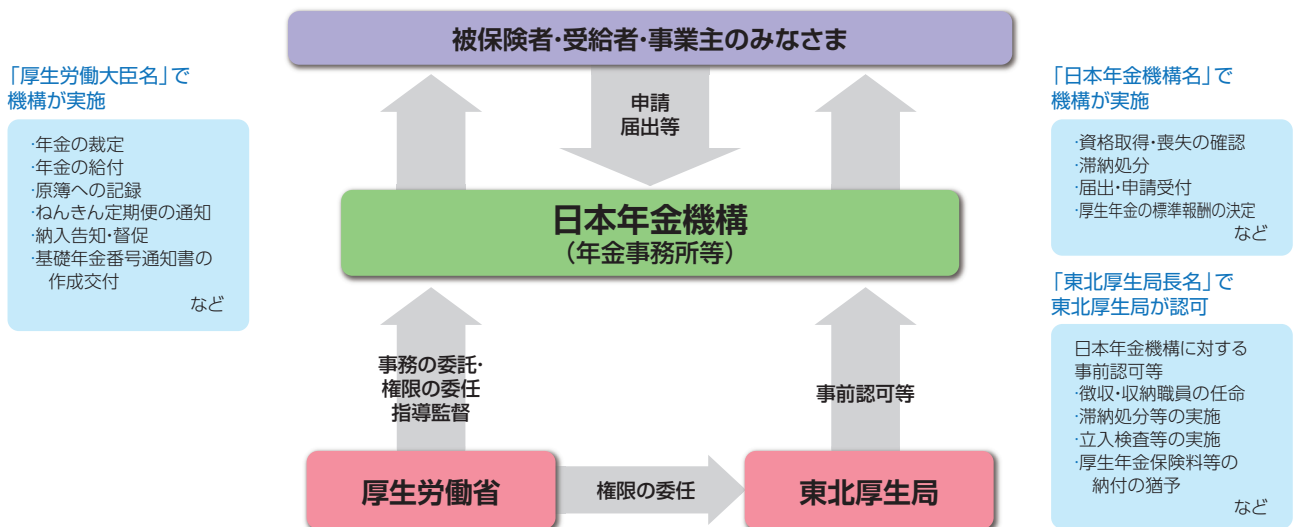
東北各県において令和4年度年金ポスターコンクールが開催され、厚生労働省東北厚生局長賞の授与式が行われました。

厚生労働省東北厚生局長賞

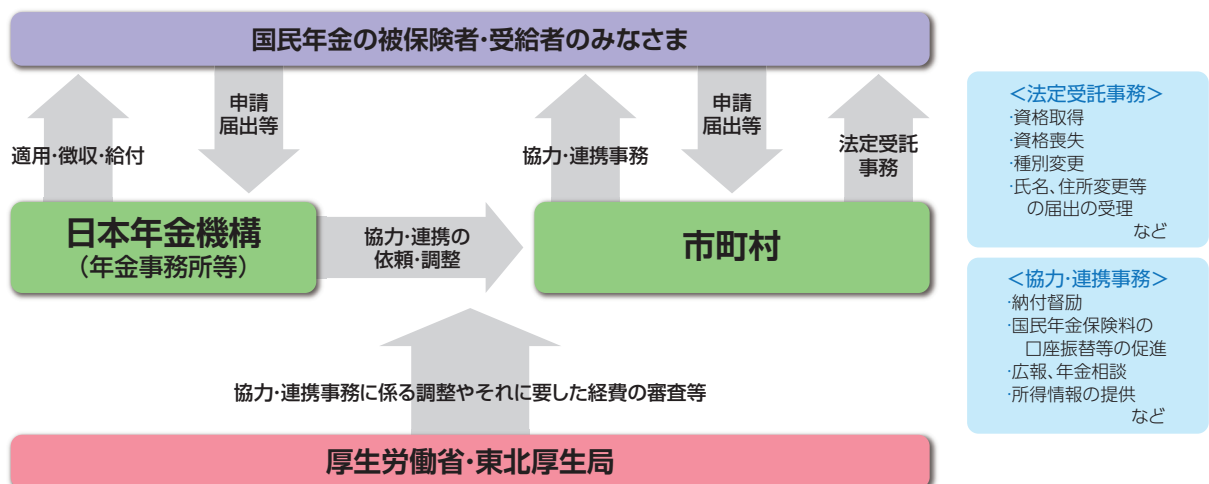


※たくさんの作品をご応募いただき、厳正なる審査のうえ受賞作品を決定いたしました。

日本年金機構と業務の流れ



市町村、日本年金機構との関わり





年金審査課

年金審査課は、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等から提出された年金記録の訂正請求に関する業務を行っています。

主な業務内容

- 厚生年金保険及び国民年金の年金記録の訂正請求に関すること
- 厚生年金保険及び国民年金の年金記録の訂正請求に係る調査に関すること
- 東北地方年金記録訂正審議会の庶務に関すること

令和4年度実績

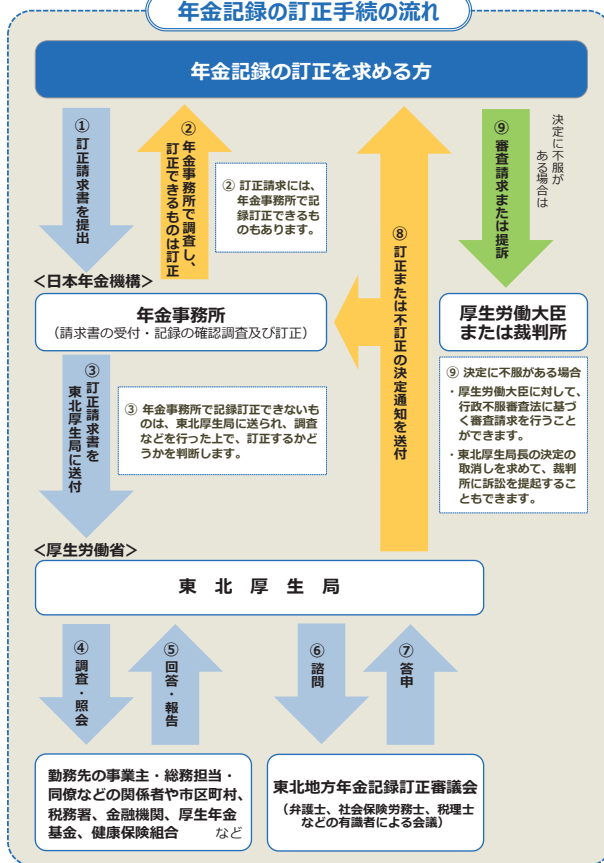
東北地方年金記録訂正審議会部会開催数…22回
 東北地方年金記録訂正審議会審議件数…58件

用語解説

地方年金記録訂正審議会

地方年金記録訂正審議会は厚生労働省組織令第153条の2第1項に基づき各地方厚生局に設置された機関です。審議会は、弁護士、社会保険労務士、税理士などの有識者で構成され、調査結果を、国民の皆さまの立場に立って、公平かつ公正に年金記録の訂正の可否を審議します。

年金記録の訂正手続の流れ



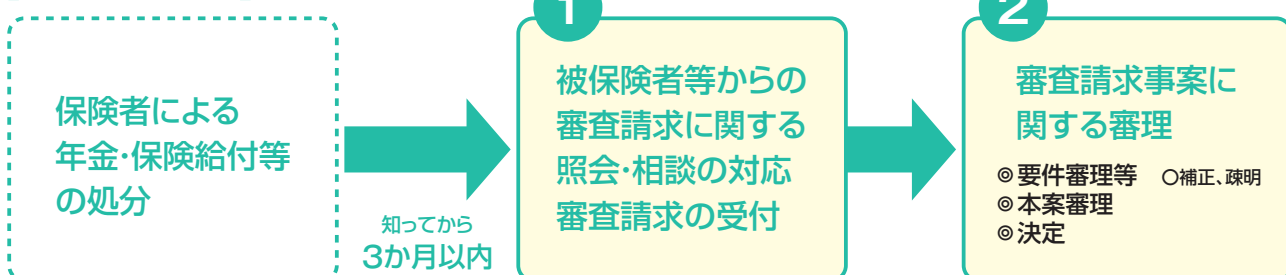
社会保険審査官

社会保険審査官は、健康保険法・厚生年金保険法・国民年金法等に基づいた年金や保険給付等の処分に係る不服申立てである審査請求について、審理・決定を行っています。

主な業務内容

- 健康保険、厚生年金保険、国民年金等の被保険者資格、標準報酬又は年金・保険給付等に関する処分に対する審査請求事務に関すること

審査請求の流れ





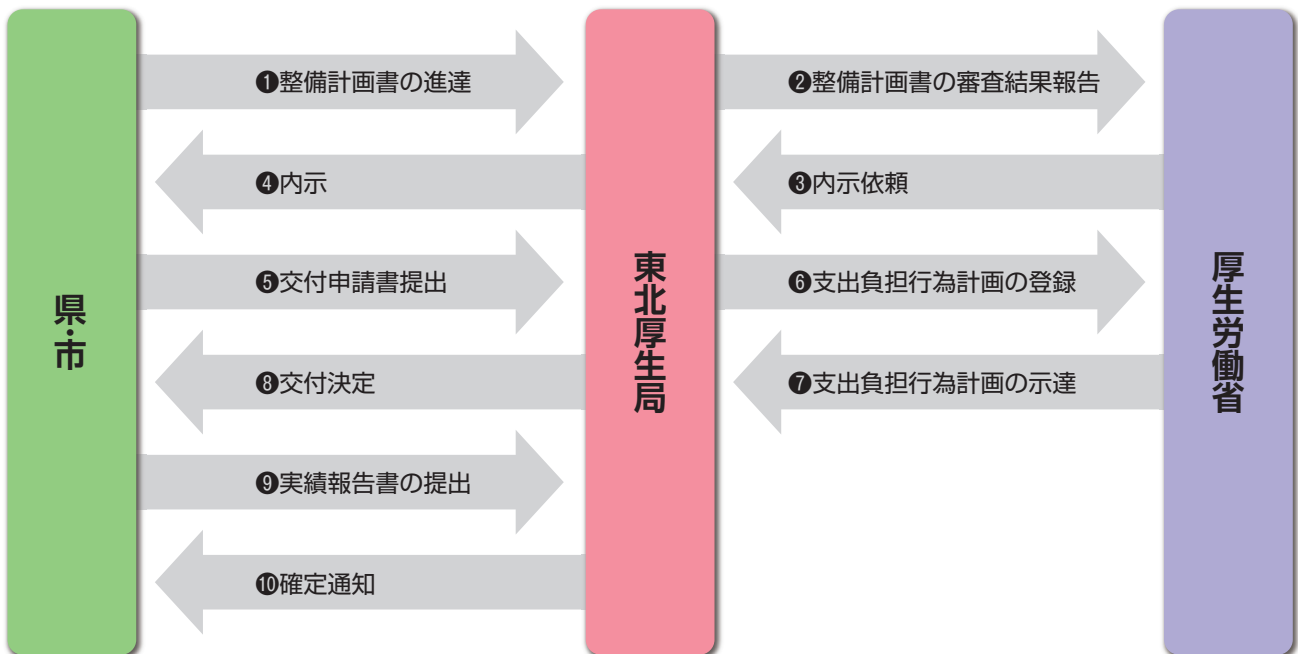
健康福祉課

健康福祉課は、地域の皆様が安心して暮らすための健康福祉サービスが提供されるよう、補助金の交付等を通じて生活環境や社会福祉基盤の整備に取り組んでいます。また、栄養士、介護福祉士等の資格取得を目指す方を養成する施設の指定及び指導監督業務を行っています。

主な業務内容

- 補助金の交付等に関すること(医事課、年金管理課及び地域包括ケア推進課所管分を除く)
- 栄養士、管理栄養士、介護福祉士※ 1、社会福祉士※ 2、あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師各養成施設の指定及び指導監督業務に関すること
(※1 介護福祉士(実務者養成施設含む)は、大学等文部科学省と共管のものに限り所管)
(※2 社会福祉士は、社会福祉士国家試験受験資格が取得可能な大学等を所管)
- 民生委員・児童委員の委・解嘱及び表彰に関すること
- 生活保護法指定医療機関(国が開設したものに限る)の指定及び監督に関すること
- 三種病原体等の所持等届出の受理や所持施設への立入検査に関すること
- 障害者自立支援等業務実地指導に関すること
- 児童扶養手当支給事務指導監査に関すること
- 生活保護法施行事務監査(医療扶助の適正実施)に関すること
- 保護施設に対する指導監査に関すること
- 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定に関すること

〔国庫補助金業務の主な流れ(例)〕





医事課

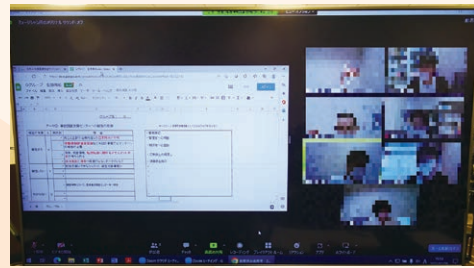
医事課は、地域の皆さま一人ひとりの健康で衛生的な生活を目指し、医療の質の向上、安全性の確保に努める業務を行っています。医療安全に関する普及や啓発、医師・歯科医師の臨床研修に関する業務、再生医療等の安全性の確保に関する業務、看護師の特定行為研修に関する業務等を行っています。

主な業務内容

- 原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれのある緊急の事態への対処に関する総括に関すること
- 医療安全に関する取組の普及及び啓発に関すること
- 医師の確保に関すること
- 医師及び歯科医師の臨床研修に関すること
- 行政処分を受けた医師等に対する再教育に関すること
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療観察等に関すること
- 大臣許可医薬品の製造業等の許可に関すること
- 再生医療等安全性確保法に関すること
- 看護師の特定行為研修に関すること
- 臨床研究法に関すること
- 地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関すること
- 災害時における医療の確保の支援に関すること
- 医療法第五条の二の規定による医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に関すること

医療安全セミナー

令和4年11月29日、医療安全対策に関する知識等の修得、討議等を行うことにより、医療機関の安全管理者等の資質向上を図り、もって医療の安全性の向上を図ることを目的とした「医療安全講習・ワークショップ」をオンライン開催しました。



令和4年度ワークショップ開催時の様子
(講習視聴回数:1059回、ワークショップ参加者数:57名)

用語解説

特定行為とは

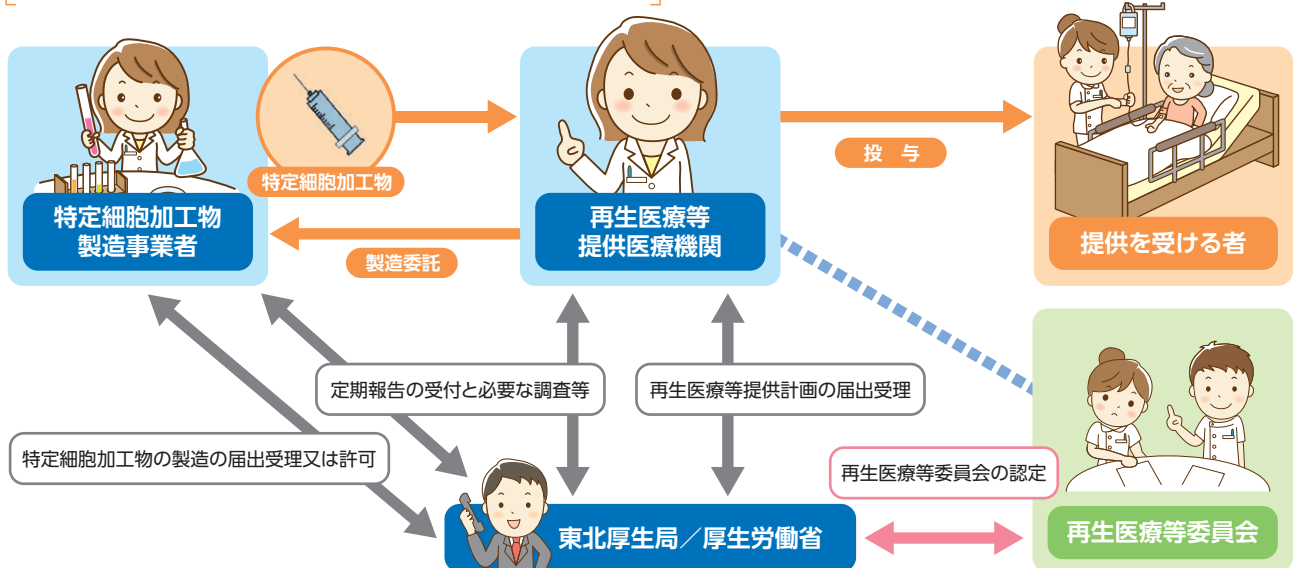
高齢化の進展に伴い、さらなる在宅医療等の推進を図るため、医師や歯科医師の指示を待たずに、事前に記載された手順書により一定の診療の補助を行うことです。看護師が指定研修機関の研修を受けることにより、手順書に基づき当該行為を行うことができるようになりました。

用語解説

再生医療等安全性確保法とは

細胞加工物を用いて、「人の身体の構造又は機能の再建、修復又は形成」又は「人の疾病の治療又は予防」を目的とした再生医療等が迅速かつ安全に提供されるよう、再生医療等の安全性の確保等に関する法律が制定されました(平成25年11月27日公布)。

再生医療等安全性確保法の手続きのイメージ図



※再生医療等を提供する医療機関及び特定細胞加工物の製造事業者は、東北厚生局又は厚生労働省に対して届出等の手続きが必要です。



食品衛生課

食品衛生課では、輸出先国の基準を満たした水産食品や畜産食品などについて、施設の査察、輸出時の衛生証明書の発行を行っています。また、輸入食品の製品検査を実施する登録検査機関の監査、消費者庁や地方自治体と連携した健康食品等の虚偽・誇大広告の取締、食品衛生法に基づく食品工場等の監視・指導業務なども担当し、食の安全確保を通じた国民の健康保護への一翼を担っています。

主な業務内容

● 輸出食品の認定施設への査察等


米国やEU等の国では、諸外国から輸入される食品についても、自国と同等の衛生的な管理(HACCPの導入等)を輸出国へ義務づけています。食品衛生課では「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」に基づき、輸出先国の基準を満たした水産食品の製造・加工施設や食肉のと畜場などの認定施設について、定期的な査察を行っています。



認定施設への査察

● 衛生証明書の発行

韓国、中国等へ輸出する水産食品について、輸出国の行政機関が発行した衛生証明書の提出が求められていることから、食品衛生課では、これらの衛生証明書の発行を行っています。

 Ministry of Health, Labour and Welfare 日本国向中华人民共和国出口产品检验检疫证书 HEALTH CERTIFICATE For fish and fishery products intended for export from Japan to The People's Republic of China	
Reference No.:	_____
Country of dispatch (発送国):	JAPAN (日本)
Country of production (生産国):	_____
Competent authority (主管当局):	Ministry of Health, Labour and Welfare (厚生労働省)
Certificate-issuing agency (出証部門(号及名称)):	_____
Destination (目的地):	P. R. CHINA (中华人民共和国)
I. Details identifying the fish and fishery products	
① Name of Goods (商品名称):	_____
② Scientific Name (学名):	_____
③ Producing District (产地):	_____
④ Product Classification (生产分类)	_____
<input type="checkbox"/> Aquaculture (养殖)	_____
Aquaculture Area (养殖区域):	_____
<input type="checkbox"/> Wild Caught (野生捕撈)	_____
Capturing Area (捕捞区域):	_____

● 登録検査機関の登録・監督

登録検査機関として輸入食品等の製品検査を実施する場合、厚生労働大臣への登録が必要です。食品衛生課では、登録申請のあった検査機関の検査精度や正確性に関する適合状況等を事前に審査し、登録後においても、適切な管理の下で理化学検査、微生物検査及び動物を用いる検査が実施されているか確認するための立入検査を行っています。



検査機器の保守管理状況の確認

| 広域連携協議会

広域連携協議会は食品衛生法第21条の3に基づき設置された機関です。広域拡散食中毒疑い事案の早期探知及び拡大防止のため、厚生労働省、地方厚生局、管轄区内の県及び保健所設置市を構成員として定例会等を実施し、情報共有を行っています。令和4年11月には、東北管内で広域的な食中毒事案発生を想定した訓練を行いました。



令和4年6月定例会リモート開催の様子



地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進課は、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年（令和7年）に向けて、地域包括ケアシステムの構築を実現するため、各県に対する支援業務を行っています。

主な業務内容

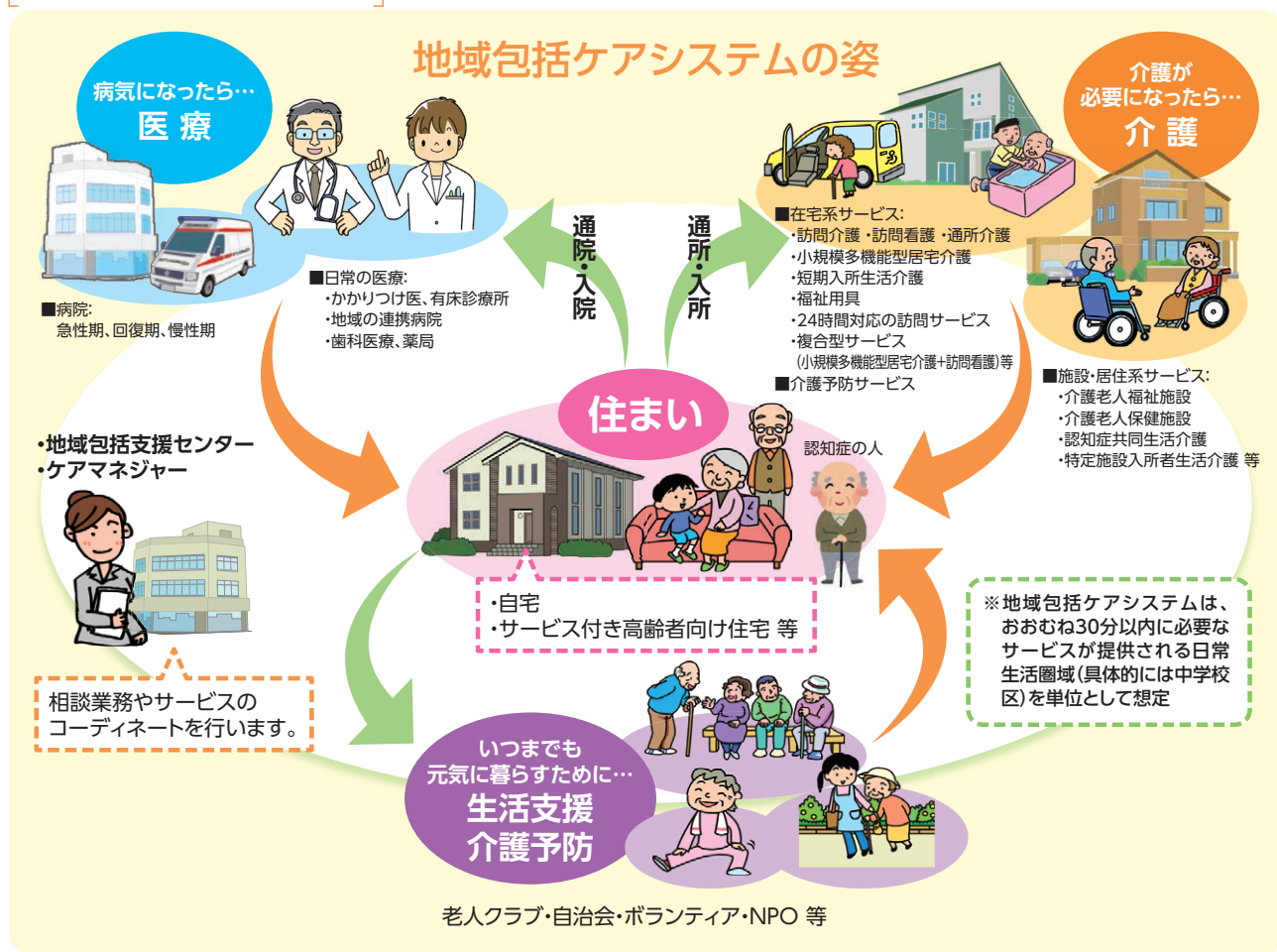
- 都道府県を通じた市町村における地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業)の実施状況の把握及び推進のための県等に対する助言に関すること
- 都道府県を通じた市町村における認知症施策の実施状況の把握、推進のための県等に対する助言及び普及啓発に関すること
- 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分及び施設整備分に限る。)の事業に係る各県の実施状況の把握及び各県に対する助言に関すること

用語解説

地域包括ケアシステムとは

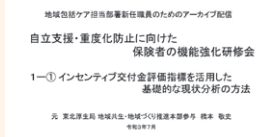
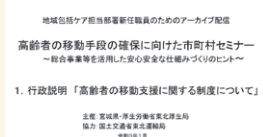
地域包括ケアシステムとは「高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような地域の包括的な支援・サービス提供体制」を意味します。

地域包括ケアのイメージ図



市町村セミナー

市町村の地域包括ケアの取組を推進・支援するため、市町村セミナーや各県との意見交換会を開催しています。



写真は令和4年度第1回市町村セミナー(地域包括ケア担当部署新任職員のためのアーカイブ配信)

総務部門

健康福祉部

指導部門

麻薬取締部



保険年金課

保険年金課は、健康保険組合、全国健康保険協会各
県支部、企業年金及び国民年金基金の認可、指導・
監督などを行っています。

主な業務内容

- 健康保険組合の行う業務の指導監督
- 全国健康保険協会支部の行う業務の認可及び検査等
- 確定給付企業年金の規約(変更)の認可、承認及び指導・監督
- 確定拠出年金(企業型)の規約(変更)の承認及び指導・監督
- 厚生年金基金の指導監督
- 国民年金基金の指導監督



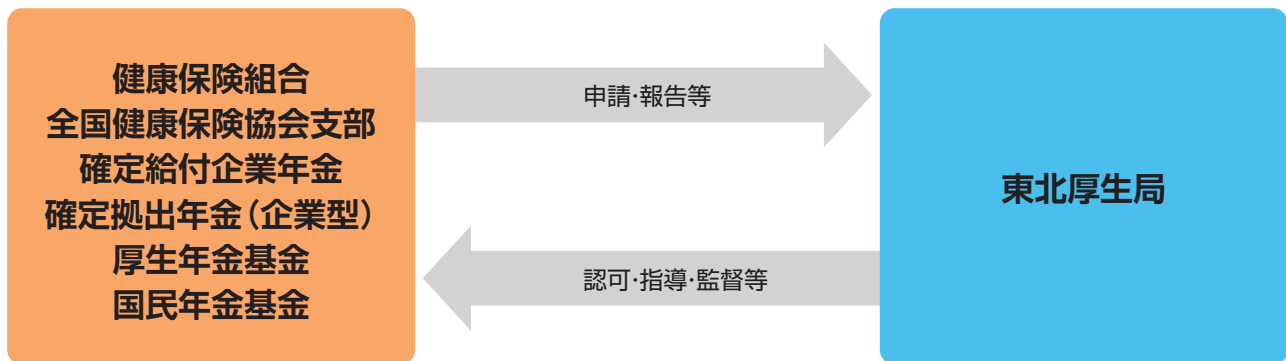
総務部門

健康福祉部

指導部門

麻薬取締部

〔関係機関等への関与〕



用語解説

確定給付企業年金

「基金型」及び「規約型」の2種類の運営方式があります。

- ①「基金型」は、企業年金基金が実施主体となり、母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において年金資金を管理・運用し、年金給付を行います。
- ②「規約型」は、厚生年金保険適用事業所の事業主が実施主体となり、労使が合意した年金規約に基づき、企業と信託会社・生命保険会社等が契約を結び、母体企業の外で年金資金を管理・運用し、年金給付を行います。

用語解説

確定拠出年金

拠出された掛金について加入者が自己の責任において運用の指図を行い、掛金とその運用収益との合計額を基に給付額が決定されるしくみの年金です。「企業型」と「個人型」の2種類があります。

- ①「企業型」は、厚生年金保険適用事業所の事業主が実施主体となり、労使が合意した年金規約に基づいて実施(掛金を拠出)し、原則として70歳未満の従業員が加入者となるものです。
- ②「個人型」は、「iDeCo(イデコ)」とも呼ばれ、65歳未満の公的年金の加入者が国民年金基金連合会の委託を受けた運営管理機関(金融機関)に申し込みし、加入者となり、自らが掛金を拠出していくものです。



管理課

管理課は、特定医療法人、医療保健業を行う公益法人等の税制措置の証明等の業務に関わり、医療・福祉サービスが広く、安定して提供できるよう努めています。また、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度が適切に運営されることを目的として、各保険者等に技術的助言・指導監督を行っています。さらに、医療費の審査・支払いを行っている社会保険診療報酬支払基金審査委員会事務局の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として業務の監督を行っています。

主な業務内容

- 特定医療法人が、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明に関すること
- 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明に関すること
- 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督に関すること
- 後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督に関すること
- 社会保険診療報酬支払基金審査委員会事務局の行う業務の監督に関すること

用語
解説

特定医療法人

医療法人が税法上の承認を国税庁長官から受けることにより、承認後に終了する各事業年度において、法人税率が軽減税率の適用を受ける医療法人のことです。

用語
解説

医療保健業を行う公益法人等

一般社団法人（非営利型法人に限る。）のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会、及び法人税法の別表第2に掲げる公益法人等のうち、無料低額な診療を実施する病院事業を行う法人のことです。法人税法の規程において一定の要件を満たしている法人については、厚生労働大臣の証明を受けることにより、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外され法人税が課税されないこととなっています。



医療課

医療課は、指導監査課と管内5県に所在する各県事務所が行う業務のうち、保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師、指定訪問看護事業者、その他医療保険事業の療養担当者に対する指導・監督の事務指導及び監督を行っています。また、大学病院等の特定機能病院及び臨床研究中核病院に対する立入検査などを行っています。

主な業務内容

- 各県事務所等が行う保険医療機関等に対する指導等の事務の指導及び監督に関すること
- 特定機能病院及び臨床研究中核病院に対する立入検査等に関すること

保険診療について

保険診療に関する動画を東北厚生局YouTube公式チャンネルに掲載しています。右記のQRコードからアクセスまたは下記URLよりご参照ください。

<https://www.youtube.com/channel/UCuM7115Xg8HoWYk7ugVWTzQ>



用語
解説

保険医療機関

健康保険法等で規定されている療養の給付を行う、厚生労働大臣の指定を受けた病院、診療所です。

用語
解説

保険薬局

健康保険法等で規定されている療養の給付を行う、厚生労働大臣の指定を受けた薬局です。

用語
解説

特定機能病院

高度の医療の提供能力と高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を持ち、高度の医療に関する研修を行うなど、様々な機能を併せ持ち、厚生労働大臣の承認を受けた病院です。

用語
解説

臨床研究中核病院

日本発の革新的医薬品・医療機器の開発などに必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院です。



調査課

調査課は、保険医療機関等に関する情報の管理や指導部門における情報公開請求及び訴訟に関する業務を行っています。

主な業務内容

- 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に関する調査、情報の管理及び分析並びにその結果の提供に関すること
- 東北厚生局の所掌事務（健康福祉部、麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金管理課及び年金審査課の所掌に属するものを除く。）の訴訟に関する事務の調整に関すること



指導監査課・各県事務所

指導監査課・各県事務所は、保険医療機関・保険薬局、指定訪問看護事業者の指定、保険医・保険薬剤師の登録・諸変更、施設基準等の各種申請・届出の受付及び指導・監督業務、さらに柔道整復師の施術及びあん摩マッサージ指圧、はり・きゅうの施術に係る療養費を指導し、健康保険事業全体の健全な運営を図る業務を行っています。「指導監査課」は宮城県を、「各県事務所」は青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県の各県を管轄としています。

主な業務内容

- 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督に関すること
- 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（地方厚生局長の権限に属するものに限り）に関すること
- 柔道整復師の施術に係る受領委任契約等の締結・登録事務等に関すること
- あん摩マッサージ指圧、はり・きゅうの施術に係る受領委任契約等の締結・登録事務等に関すること
- 東北地方社会保険医療協議会に置かれる部会の庶務に関すること

医療機関数や指導実績について

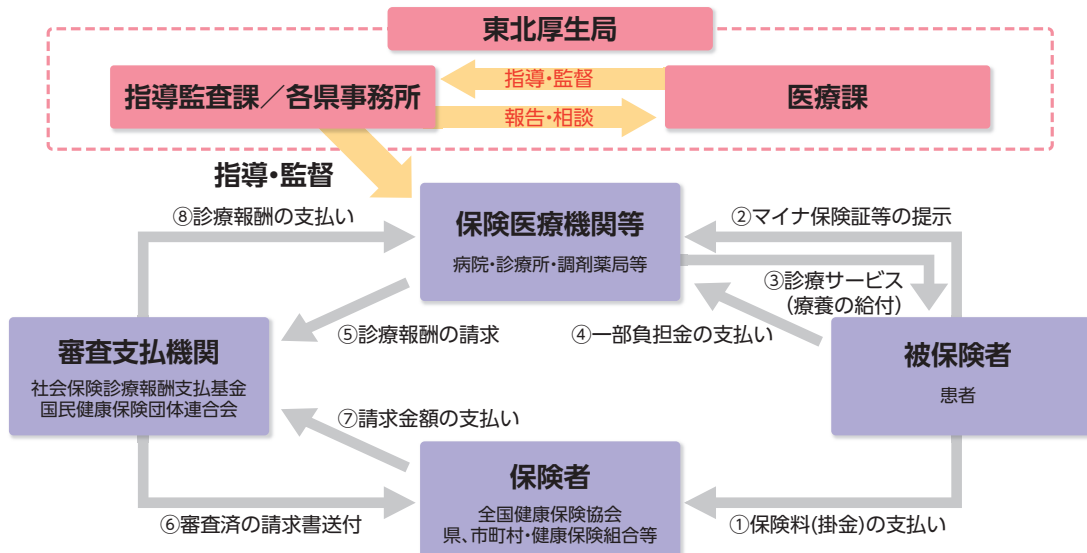
保険医療機関等の情報や指導・監査実績は右記のQRコードからアクセスまたは下記URLよりご参照ください。



<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/000254974.pdf>

※データは毎年9月頃に更新されます。

〔保険診療のしくみと東北厚生局及び保険医療機関等との関係〕

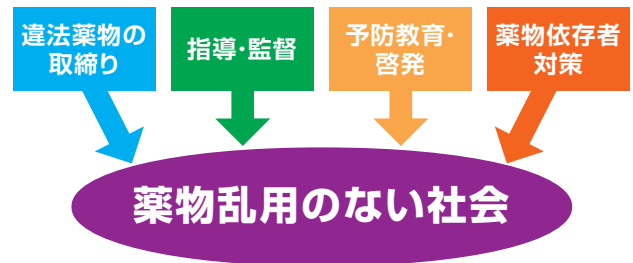




麻薬取締部

麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグなどは依存性が非常に強い薬物です。これらを乱用すると自力ではなかなかやめられなくなります。薬物の効果が切れると自分の意思ではコントロールできず、薬物への欲求が激しくなり、強迫的な使用へとつながっていきます。更に乱用を続けると、被害妄想から精神病様症状を来たして、周りの人に暴力を振るい、錯乱状態に陥ると殺人、放火又は強盗などの重大な二次犯罪を引き起こすなど最悪な結果となってしまいます。麻薬取締部は不正に流通する規制薬物を厳しく取締り、薬物乱用を防止するとともに、正規分野(医療、学術研究など)における規制薬物の流通も監督しています。こうした規制薬物の取締りと有効活用を通じて薬物犯罪に脅かされることのない、安全で健やかな社会を目指し、総合的な薬物取締機関として業務に取り組んでいます。

〔地方厚生局麻薬取締部所在地〕



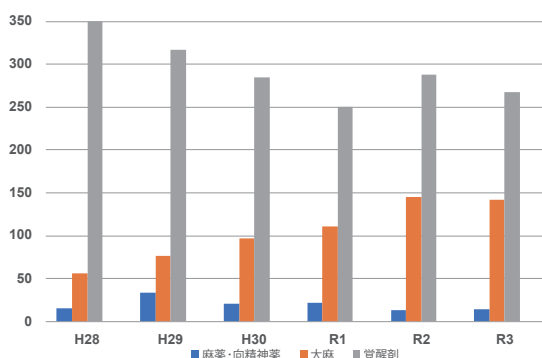
主な業務内容

● 規制薬物の取締り

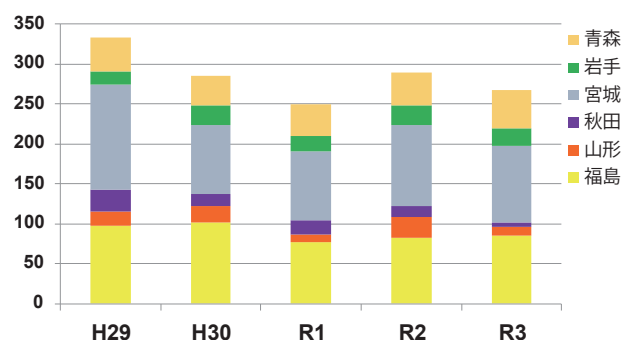
薬物犯罪の検挙者数は高水準で推移しており、東北管内では検挙者の約62%が覚醒剤事犯によるものです。これに大麻事犯による検挙者が約33%と続いています。また、平成27年に危険ドラッグ販売店舗を壊滅しましたが、未だ危険ドラッグの乱用が後を絶ちません。このような薬物乱用渦において、麻薬取締部は刑事訴訟法に基づく特別司法警察職員として、薬物乱用のない健全な社会の実現に向け、規制薬物の主な供給源となっている暴力団密売組織等を取り締るため昼夜を問わず捜査に従事しています。



〔東北管内法令別検挙者数の推移〕



〔県別覚醒剤検挙人員の推移〕



● 鑑定

麻薬取締部では、中立的な立場を維持し、迅速で精度の高い鑑定試験を行うために、捜査とは独立した鑑定官を配置しています。鑑定では、鑑定官が最新の分析機器を駆使して薬物の鑑定試験を行っています。



● 指導・監督

麻薬取締部は、医薬品である麻薬や向精神薬の流通を監視するため、定期的に病院、薬局、製薬会社等に対し立入検査を実施し、正規流通経路からの横流しや不正使用を防止するための監督や指導を行っています。

睡眠薬などの処方箋医薬品は、その依存性から向精神薬に指定されているものが多く、乱用を続けると幻覚症状等の精神障害を引き起こします。医師による適切な処方のもとに服用しなければなりません。不正に入手し乱用する事例も見受けられます。



● 予防教育・啓発

薬物乱用防止に最も重要なことは、「規制薬物に近づかない」「使わない」ことです。一時の好奇心や快楽欲求から薬物を乱用し、人生を台無しにするケースが少なくありません。麻薬取締部では、薬物の乱用経験のない青少年が薬物に手を出さないための予防教育・啓発として、学校等での薬物乱用防止講演を実施しています。



● 薬物依存者対策

政府は薬物乱用防止対策の目標の一つとして薬物依存対策を掲げています。麻薬取締部では、保護観察の付かない執行猶予判決を受けた者及びその家族等を対象者とした再乱用防止対策事業を平成23年8月から実施しています。認知行動療法に基づくワークブックを導入し、近年では対象者以外でも再乱用防止プログラムへの参加を希望する者も受け入れ、薬物乱用者の社会復帰及び家族等に対する支援を行っています。

麻薬取締部は「麻薬・覚醒剤相談電話」を設置し、薬物乱用者の家族、友人・知人からの相談や一般市民からの通報に対応しています。

麻薬・覚醒剤相談電話

☎022-227-5700

受付時間：平日午前9時から午後5時まで



● 不正大麻・けし対策

免許を受けていない人が、大麻やけしを栽培することは法律で禁止されています。麻薬取締部では大麻やけしの不正栽培を取り締まるとともに、犯罪予防の観点から自生する大麻やけしの抜去も行っています。

【栽培規制】

- ソムニフェルム種及びセティゲルム種のけし
- ハカマオニケシ ●大麻

令和3年度管内抜去株数
けし/約24,000株 大麻/約63,000株



北海道・東北地区 麻薬・覚醒剤乱用防止運動地区大会

麻薬・覚醒剤等の薬物乱用による危害についてより広く国民の認識を高め、薬物乱用の根絶を図ることを目的とした運動を実施しています。



令和4年度北海道・東北地区麻薬・覚醒剤乱用防止運動岩手大会を開催しました。

自生大麻・けしの抜去

東北管内において自生大麻・けしの除去業務を実施しています。



令和4年度東北管内において自生大麻・けし除去業務を実施しました。

声をかけ、人を結ぶ、かけ橋として。

2011 .3.11

東日本大震災

東北厚生局復興支援の取組



東北厚生局では、東日本大震災発生から被災施設の再建など復興に向けた被災自治体の取組に対し、支援を行ってきました。

これからも、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）」に基づき、被災地に寄り添いながら復興支援を行っていきます。

■ 東北厚生局における主な取組

1 被災施設再建等支援 ～災害査定及び補助金交付～

被災施設の状況及び再建の確認調査（査定）を行い、施設の再建のため資金の一部補助*を行ってきました。

※約296億円の補助金の交付(令和5年3月末現在)

2 被災地視察

東日本大震災によって被災した自治体等を視察・訪問し、首長や関係者と復興の現状や課題について意見交換を行うとともに、厚生労働本省に報告しました。



奇跡の一本松(岩手県陸前高田市)

3 心のケア事業に対する支援

被災地の心のケア事業に係る会議（ふくしま心のケアセンター月例会議、被災3県の心のケアセンター連携強化会議等）に出席するとともに、各県の心のケア支援に関する取組や課題等について厚生労働本省に報告しました。

■ 災害復旧に係る査定実施件数(令和5年3月末現在)

(単位:件)

	児童施設※1	障害者施設※2	介護施設※3	保健衛生施設※4	計
青森県	4	1	18	1	24
岩手県	43	23	62	18	146
宮城県	160	69	262	114	605
福島県	106	43	161	9	319
計	313	136	503	142	1,094

※1 保育所、放課後児童クラブ等 ※2 障害者施設、知的障害者更生施設等 ※3 介護老人保健施設、老人デイサービスセンター等 ※4 市町村保健センター等

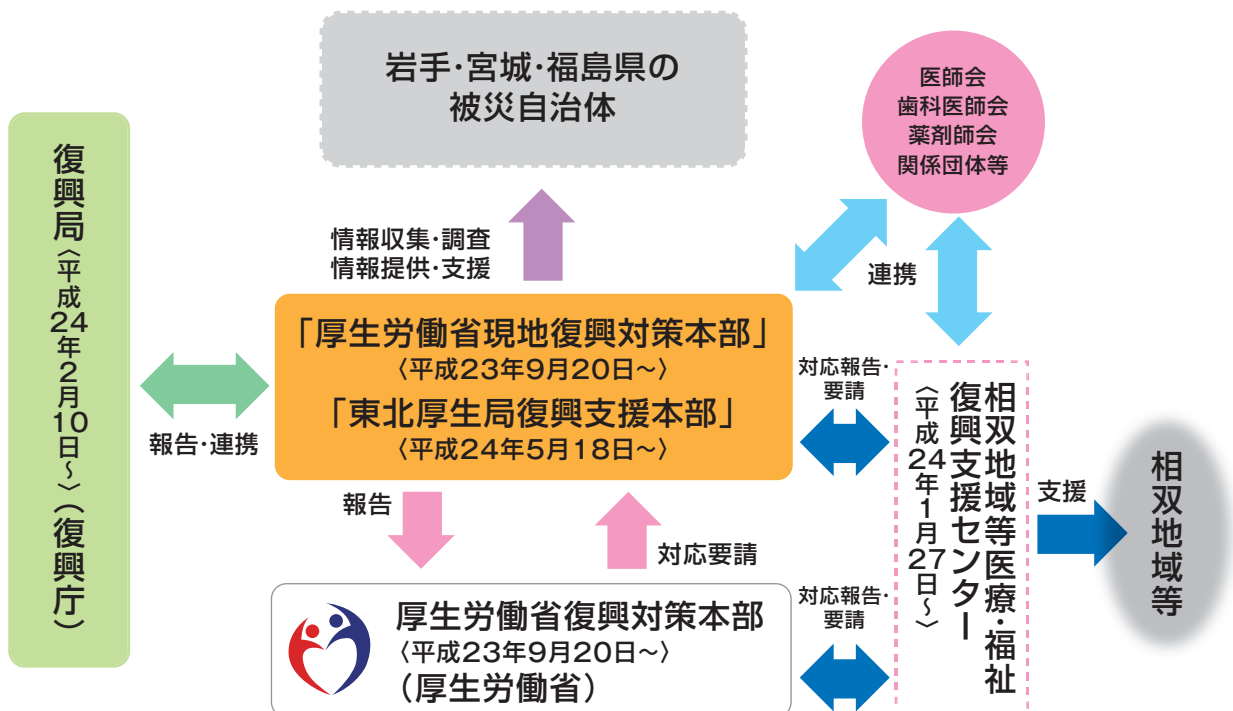
■ 災害復旧に係る補助金交付金額(令和5年3月末現在)

(単位:百万円)

	児童施設※1	障害者施設※2	介護施設※3	保健衛生施設※4	計
青森県	63	2	21	0.6	87
岩手県	1,120	624	1,451	459	3,653
宮城県	2,255	1,007	9,848	1,970	15,081
福島県	795	4,387	3,839	1,753	10,774
計	4,234	6,020	15,159	4,182	29,595

※1 保育所、放課後児童クラブ等 ※2 障害者施設、知的障害者更生施設等 ※3 介護老人保健施設、老人デイサービスセンター等 ※4 市町村保健センター等
※端数処理の都合上、表間で数値が一致しない場合があります。

■ 復興支援の組織体制





東北厚生局の所在地及び連絡先

東北厚生局
ホームページ

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/>

東北厚生局

総務部門 (総務課・企画調整課・年金管理課・社会保険審査官室)

指導部門 (管理課・医療課・調査課・指導監査課)

地域包括的支援構築施策分析官

〒980-8426

宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20

花京院スクエア21階

TEL:022-726-9260 (代表)

FAX:022-726-9267

交通/JR仙台駅西口から徒歩10分

健康福祉部

(健康福祉課・医事課・食品衛生課・
地域包括ケア推進課・保険年金課)

〒980-8426

宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20

花京院スクエア13階

TEL:022-726-9261 (代表)

FAX:022-380-6022

交通/JR仙台駅西口から徒歩10分



総務部門

 (年金審査課)

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎7階

TEL:022-208-8730 FAX:022-208-8731

交通/仙台市営地下鉄「勾当台公園駅」下車徒歩5分

麻薬取締部

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎3階

TEL:022-221-3701 (代表) FAX:022-221-3713

交通/仙台市営地下鉄「勾当台公園駅」下車徒歩5分

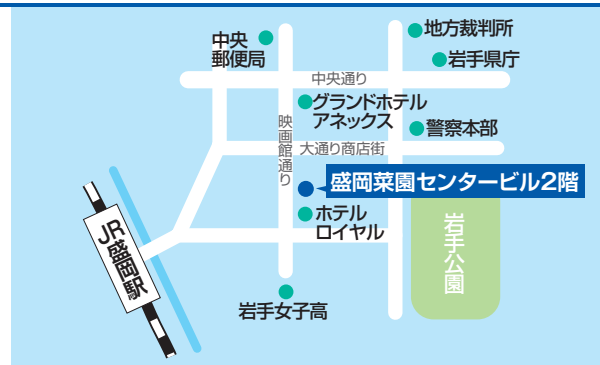
青森事務所

〒030-0801
 青森県青森市新町2-4-25
 青森合同庁舎6階
TEL:017-724-9200 (代表)
FAX:017-724-9202
 交通 / JR青森駅東口から徒歩12分



岩手事務所

〒020-0024
 岩手県盛岡市菜園1-12-18
 盛岡菜園センタービル2階
TEL:019-907-9070 (代表)
FAX:019-907-9072
 交通 / 岩手県交通・岩手県北バス「映画館通り」又は
 岩手県交通「菜園川徳前」下車徒歩1分



秋田事務所

〒010-0951
 秋田県秋田市山王7-1-4
 秋田第二合同庁舎4階
TEL:018-800-7080 (代表)
FAX:018-800-7078
 交通 / 秋田中央交通バス
 「八橋市民広場・裁判所前」下車徒歩2分



山形事務所

〒990-0041
 山形県山形市緑町2-15-3
 山形第二地方合同庁舎1階
TEL:023-609-0140 (代表)
FAX:023-609-0139
 交通 / 山交バス「千歳公園待合所」下車徒歩4分



福島事務所

〒960-8021
 福島県福島市霞町1-46
 福島合同庁舎4階
TEL:024-503-5030 (代表)
FAX:024-503-5032
 交通 / 福島交通バス「附属小前」下車徒歩2分





厚生労働省シンボルマークについて

国民(老若男女)の喜ぶ姿をモチーフにしました。国民が手を取り合い、一つになって幸福を目指すという意図です。二人の喜ぶ姿の間には幸せのハートの図が隠されています。

ホームページ

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/>

東北厚生局

検索



東北厚生局 Instagram



東北厚生局 YouTube



東北厚生局 Twitter

